

(別紙)

## 子どもの発達科学研究所との取引における確認書

当社(当法人)は、子どもの発達科学研究所との取引(子どもの発達科学研究所以外の他機関が負担する経費を含む。)に当たり、信義誠実の原則に従って行うとともに、社会規範、法令はもとより、子どもの発達科学研究所が定めた下記の規程等を確認し、遵守します。

当社(当法人)がこれに反する取引があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

### 記

- ・公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等の適正な取扱いに関する規程
- ・公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等に係る経理取扱基準
- ・公益社団法人子どもの発達科学研究所における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱基準
- ・公益社団法人子どもの発達科学研究所との取引に関する基本事項

令和 年 月 日

公益社団法人子どもの発達科学研究所 所長 殿

(社名)

(代表者役職・氏名)

印